昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三四
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三二
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二五
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二〇
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一五
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九六
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六一三円	一二、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二三、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二三、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九五四円

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

別表第一を次のように改める。

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一五